

## 清里町若者・若者世帯居住推進家賃補助要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、若者及び若年世帯の移住定住を促進し、人口の増加と地域の活性化を図り、民間賃貸住宅への居住推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 賃貸住宅 自己の居住用に住宅の所有者との間で賃貸契約を締結した町内の住宅をいう。ただし、次に掲げる住宅を除く
  - ア 公営住宅及び特定賃貸住宅等の公的賃貸住宅
  - イ 事業者が提供する社宅、官舎、寮等
  - ウ 当該住宅の所有者が個人の場合は、所有者またはその親族（2親等以内）が居住のために使用する住宅
  - エ 当該住宅の所有者が法人の場合は、当該法人の役員またはその親族（2親等以内）が居住するために使用する住宅
  - オ 賃貸契約の期間が1年未満の住宅
- (2) 家賃 賃貸住宅の賃貸契約に定められた賃借料の月額（共益費、駐車場料金等を除く）をいう。
- (3) 若者世帯 世帯員のいずれも入居日の年齢が40歳未満である者をいう。ただし、世帯員のいずれかに転入前1年以上町外に住所を有し、かつ転入後1年以内に賃貸住宅に居住した者がいること。
- (4) 若者夫婦世帯 戸籍法の婚姻の届出をしており、かつ夫婦のいずれも入居日の年齢が40歳未満である者をいう。ただし、転入前1年以上町外に住所を有し、かつ転入後1年以内に賃貸住宅に居住した配偶者がいること。

### (交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、賃貸住宅を借り受ける若者世帯または若者夫婦世帯で、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内の賃貸住宅に住所を有していること。
- (2) 入居者が当該賃貸住宅を所有する者またはその親族（2親等以内）でないこと。
- (3) 入居者が当該賃貸住宅を所有する法人の役員またはその親族（2親等

以内) でないこと。

- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
  - (5) 世帯の全員が、納付期限の到来した町税等本町に納入すべき納入金を完納していること。
  - (6) 世帯の全員が清里町暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年3月12日条例第1号)第2条に規定する暴力団の構成員でない者
- 2 主に収入のある者が公務員の場合、補助の対象としない。

(補助金の額、交付期間)

第4条 家賃補助の月額、家賃から住宅手当を控除した額に次の各号に掲げる区分に応じ交付(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする)する。

(1) 若者世帯の場合は、家賃額の10%とする。ただし、月額5,000円を限度とする。

(2) 若者夫婦世帯の場合は、家賃額の20%とする。ただし、月額10,000円を限度とする。

2 同一世帯に小学生以下の子どもがいる場合、前項の金額に、子ども一人当たり月額5,000円を加算する。ただし、最大2人までとする。

3 出産や死亡等により世帯員が増減した場合は、該当月より調整するものとする。

4 家賃補助を行う期間は、36か月分の家賃とする。

(補助金の申請)

第5条 家賃補助の申請をしようとする者は、毎年度、申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 住宅の賃貸借契約書の写し

(2) 誓約書兼同意書(様式第2号)

(3) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の決定)

第6条 町長は、前条の規定に基づく申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更)

第7条 前条の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた後において、当該決定に係る申請内容を変更しようとするときは、変更交付申請書（様式第4号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づく申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、変更交付決定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 交付決定者は、賃貸契約に従い所定の家賃を支払い、請求書（様式第6号）にその領収書の写しまたはそれに代わるものを添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、毎年3月末日までに請求するものとし、原則として対象月（12月以内）分を年1回交付するものとする。

2 町長は、前条の規定による請求を受理したときは、遅延なく補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、または変更することができる。

(1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 町外に転出し、または居住の実態がないと判断したとき。

(3) 賃貸契約を解除したとき。

(4) 町税を滞納したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が相当の理由があると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、または変更した場合において、既に補助金が交付されていたときは、返還を命ずることができる。

3 町長は、前項の規定により補助金の返還命令をするときは、返還命令書（様式第7号）により行う。

4 前項の規定により、補助金の返還の通知を受けた者は、返還命令を受けた金額を町長が定める期限までに返還しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。但し、この要綱の失効前において、交付要件を満たした者にかかる交付事務は、なお従前の例による。